

## 安全保障理事会

配布：一般

2017年11月17日

原文：英語

### 日本：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議2319 (2016), 2235 (2015), 2209 (2015)および2118 (2013)を想起し、

1. 決議2235に規定されたとおり、共同調査メカニズムの職務権限を、安全保障理事会が必要と見なした場合には、さらなる延長の可能性を持ちながら、30日間更新することを決定する；
2. 国連事務総長に対して、化学兵器禁止機関(OPCW)の事務局長との調整の下、安全保障理事会に対して、本決議の採択後20日以内に、安全保障理事会の理事国の見解を反映した共同調査メカニズムの組織および方法の提案を、安全保障理事会に提出することを要請する；
3. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。